

公益財団法人岩手育英奨学会の役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手育英奨学会定款（以下「定款」という。）第13条及び第28条の規定に基づき支給する役員等に対する報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 常勤及び非常勤の理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 役員及び評議員をいう。
- (3) 報酬 職務執行の対価として支給する財産上の利益をいう。
- (4) 費用弁償 旅費その他職務の執行に要した経費を償うことをいう。

(役員等の報酬)

第3条 理事会、評議員会その他この法人の業務の執行に関する会議等へ出席する役員等に対して、1回当たり1,700円の報酬を会議の都度、現金で支給する。ただし、岩手県の職員である役員等には支給しない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、役員等から報酬の支給を要しない旨の申出があった場合は、この限りでない。

(監事の報酬の特例)

第4条 前条の規定による報酬のほか、監事（税理士その他これに類する資格を有するものに限る。）に対して、年額50,000円を報酬として支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等に対して、旅行に係る別表に掲げる車賃、鉄道賃又は宿泊料を旅費として、会議等の都度現金で支給する。

- 2 前項に規定する旅費のほか、役員等がその職務の執行に当たって負担した職務に係る費用を、役員等の請求に基づき現金で支給する。

附 則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

別表（第5条関係）

車 賃	鉄道賃	宿泊料（1夜につき）
1キロメートル当たり37円	実費	11,800円